

茨城町一般廃棄物処理基本計画
概要版

令和2年3月改訂

茨 城 町

目 次

1. 一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性	1
2. 計画対象廃棄物	1
3. ごみ処理基本計画	2
3.1 ごみ処理体制	2
3.2 県内市町村との比較	10
3.3 ごみ処理の将来予測	12
3.4 ごみ処理の課題	15
3.5 ごみ処理基本計画	17
4. 生活排水処理基本計画	22
4.1 生活排水処理フロー	22
4.2 生活排水処理の実績	23
4.3 生活排水処理の課題	24
4.4 生活排水処理基本計画	25

1. 一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性

一般廃棄物処理基本計画は、市町村の域内の廃棄物処理に係る基本計画であり、廃棄物処理法第6条に定められている法定計画です。「茨城町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、茨城町（以下、「本町」という。）の上位計画および国や茨城県（以下、「県」という。）の政策との整合を図り、ごみ処理に関する基本的事項を定めます（図 1-1）。

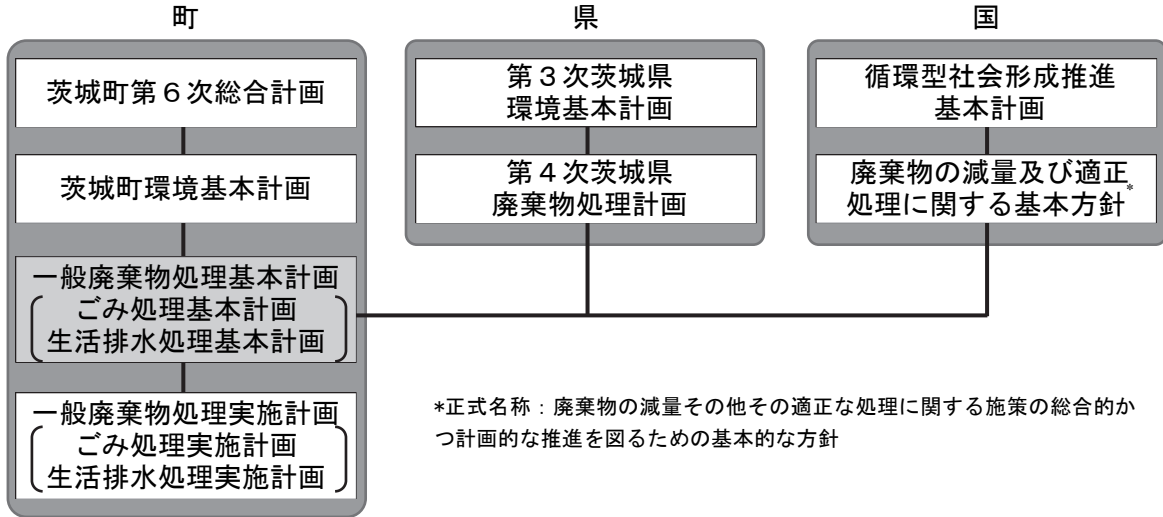
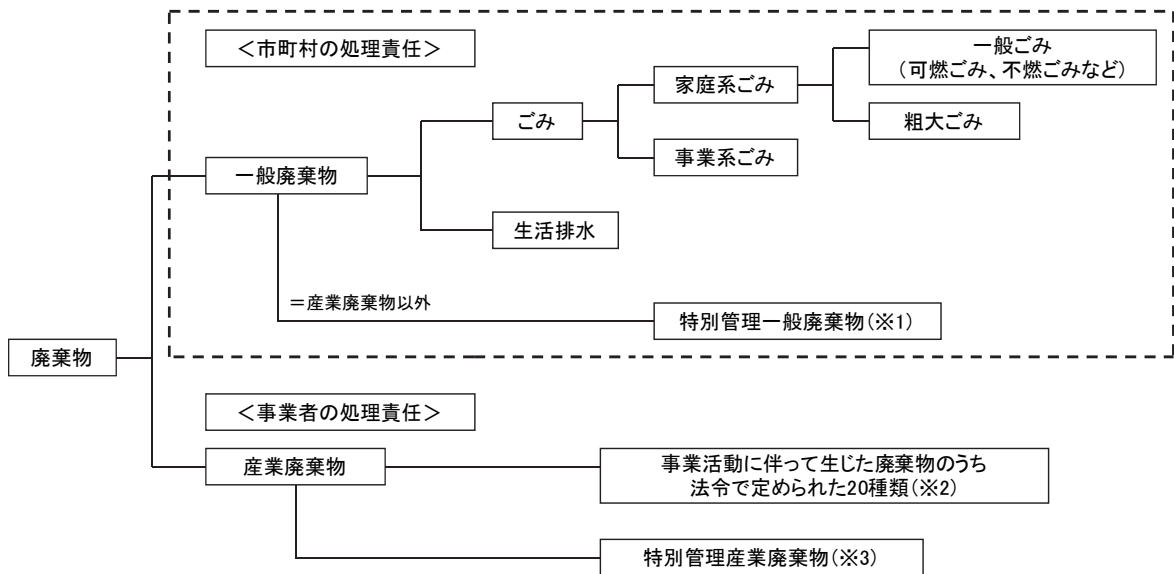


図 1-1 本計画と本町の諸計画および国、県の上位計画との関連性

2. 計画対象廃棄物

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）において一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、町民が生活により排出するごみなどの「一般廃棄物」は、原則として市町村に処理責任があります。

本計画の対象とする廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、生活排水を含めた「一般廃棄物」です（図 2-1）。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 ※2 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物
 ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

資料：環境省ホームページ 環境白書（廃棄物の区分）

図 2-1 廃棄物処理法における廃棄物の区分

3. ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理体制

3.1.1 ごみ処理広域化について

本町のごみ処理は、令和3年度より、霞台厚生施設組合を事業主体として、石岡市、小美玉市、かすみがうら市とともに、広域処理を行う予定です。ごみ処理広域化は、本町のごみ処理体制に大きく影響を及ぼすことから、本項では、ごみ処理広域化の目的、ごみ処理広域化のメリット・デメリット、および既存施設（茨城美野里環境組合クリーンセンター）の跡地利用の概要を示します。

(1) ごみ処理広域化の目的

近年、ごみ量やごみ質の変化に対応するためにごみ処理技術が高度化するとともに周辺環境への負荷の低減がより一層求められています。そのため、市町村のごみ処理に係る経費は年々増加し、費用負担の軽減が課題となっています。

こうした状況に対応するため、複数の市町村が広域的に連携してごみ処理に取り組むことにより、より高度で、効率的かつ経済的なごみ処理を行うことが可能になることから、国や県ではごみ処理広域化への取り組みを推進しています。

(2) ごみ処理広域化の対象区域

表 3-1 および図 3-1 にごみ処理広域化の対象区域を示します。

ごみ処理広域化の対象区域は、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、本町の4市町で、ごみ処理は4市町が構成市町となる霞台厚生施設組合が行います。

表 3-1 ごみ処理広域化の対象区域

構成市町村名	石岡市、小美玉市、かすみがうら市、本町
面積	638.90km ²
人口	207,490人（平成27年度4月1日人口）



出典：一般廃棄物処理施設基本構想

図 3-1 ごみ処理広域化の対象区域

(3) 既存施設の跡地利用（中間置場）

茨城美野里環境組合クリーンセンターの跡地には、ごみ処理広域化に伴う搬入車両台数を削減、平準化するとともに、地元住民の安心安全な生活の確保と直接搬入が必要な粗大ごみについて、施設が遠方になる住民の負担を軽減することを目的として「中間置場」を設置します。

表 3-2 に整備予定の中間置場の概要を示します。

表 3-2 中間置場の概要

設置場所	現茨城美野里環境組合クリーンセンター跡地
搬入受付日	週5日開設（月～金、祝日は除く）
受付時間	8:30～15:30
手数料	新広域ごみ処理施設と同じ

中間置場では、家庭系ごみのうち表 3-3 に示すごみを受け入れることとしています。直接搬入が必要な「粗大ごみ」のほか、更なる資源化を促進するため、選別等の前処理をせずに資源化できるごみが対象です。

事業系ごみは受け入れ不可とし、新広域ごみ処理施設へ搬入します。また、「ガラス・陶磁器類」、「粗大ごみ」、「びん類」については収集運搬分も中間置場に搬入します。

「燃やすごみ※」は、生ごみ等の臭気対策・排水対策が必要となり、施設整備に係るコストが大きくなると見込まれるため、新広域ごみ処理施設へ直接搬入する計画としています。

また資源化する上で選別等の前処理が必要となる「カン・金属（小型家電含む）」、「ペットボトル」も、中間置場の作業の簡素化や最低限の人員配置とすることを考慮して、新広域ごみ処理施設への直接搬入となります。

※令和3年度以降、「燃えるごみ」から「燃やすごみ」に名称が変更になります。

表 3-3 中間置場に搬入するごみ

項目	内容
ガラス・陶磁器類	板ガラス、強化ガラス、耐熱ガラス、コップ、陶器類
粗大ごみ	家具、畳、布団、自転車等
草木類	剪定枝や草等
紙類	新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、その他容器等
古布	古着類、カーテン、シーツ、布団カバー等
びん類	無色びん、茶色びん、その他びん
その他	蛍光灯、電球、水銀体温計、乾電池、使い捨てライター

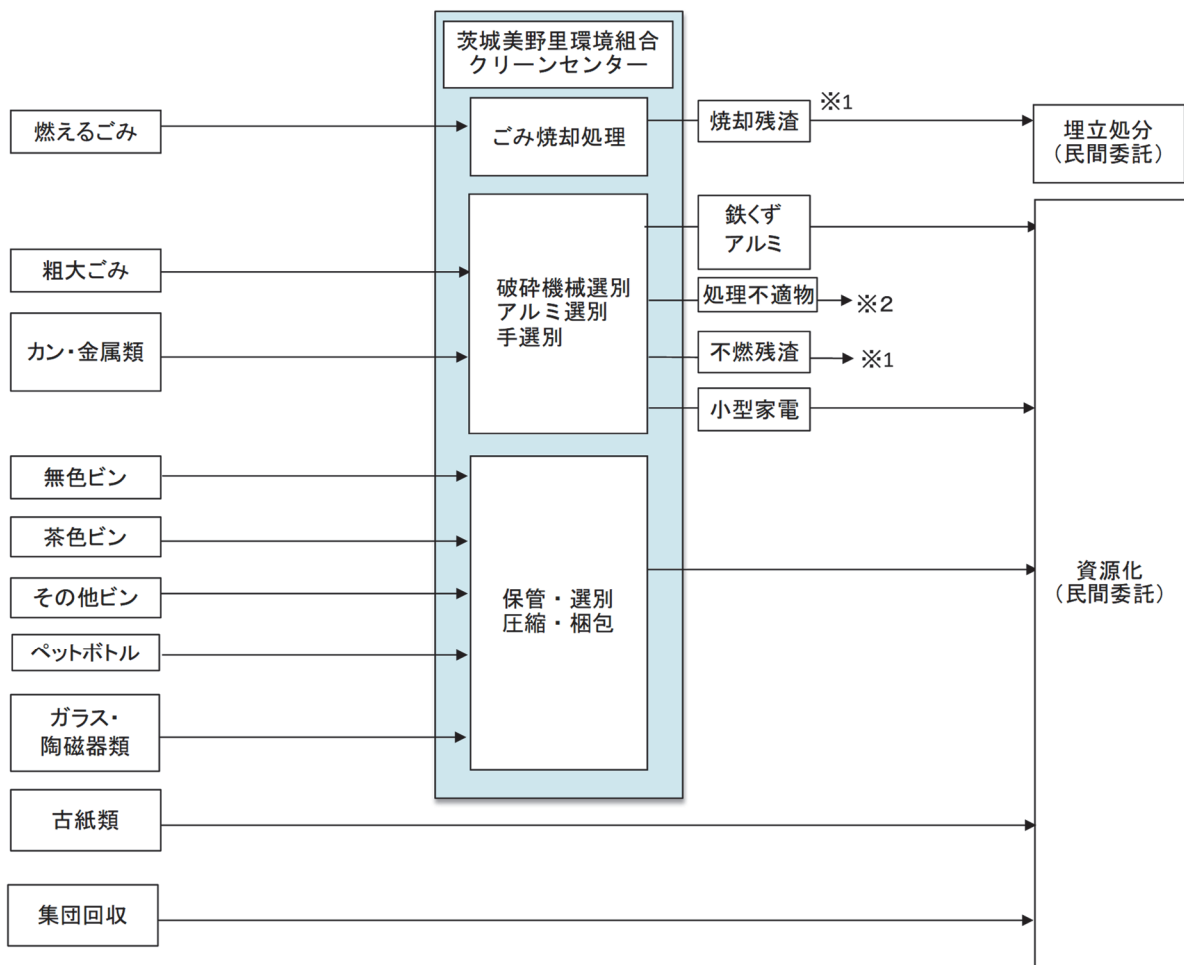
出典：中間置場の整備・運営に係る基本計画 概要版

3.1.2 ごみ処理フロー

(1) 令和2年度まで

家庭および事業所より分別排出されたごみは、茨城美野里環境組合クリーンセンターに搬入され、焼却処理、破碎機械選別、圧縮・梱包等の中間処理を行っています。中間処理によって回収された鉄くずやアルミ、小型家電、ビン類、ペットボトル等は、民間の業者に売却し、資源化を行っています。古紙類および集団回収によって回収された資源は、茨城美野里環境組合クリーンセンターを介さずに、民間事業者へ直接売却し、資源化を行っています。焼却処理後に発生する焼却残渣や不燃残渣は民間の最終処分場で埋立処分され、中間処理が困難な処理不適物はごみの種類に応じて適正に処分されます。

図 3-2 に本町のごみ処理フローを示します。



※1 焼却残渣および不燃残渣は、埋立処分されます。

※2 処理不適物はごみの種類に応じて、適正に処分されます。

図 3-2 本町のごみ処理フロー（令和2年度まで）

(2) 令和3年度以降

令和3年度以降は霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設において、本町、石岡市、小美玉市、かすみがうら市の4市町のごみを処理します。また、焼却処理後に回収される焼却灰は、民間事業者へ溶融処理を委託するなどして資源化する予定です。

図3-3に新広域ごみ処理施設稼働後のごみ処理フローを示します。

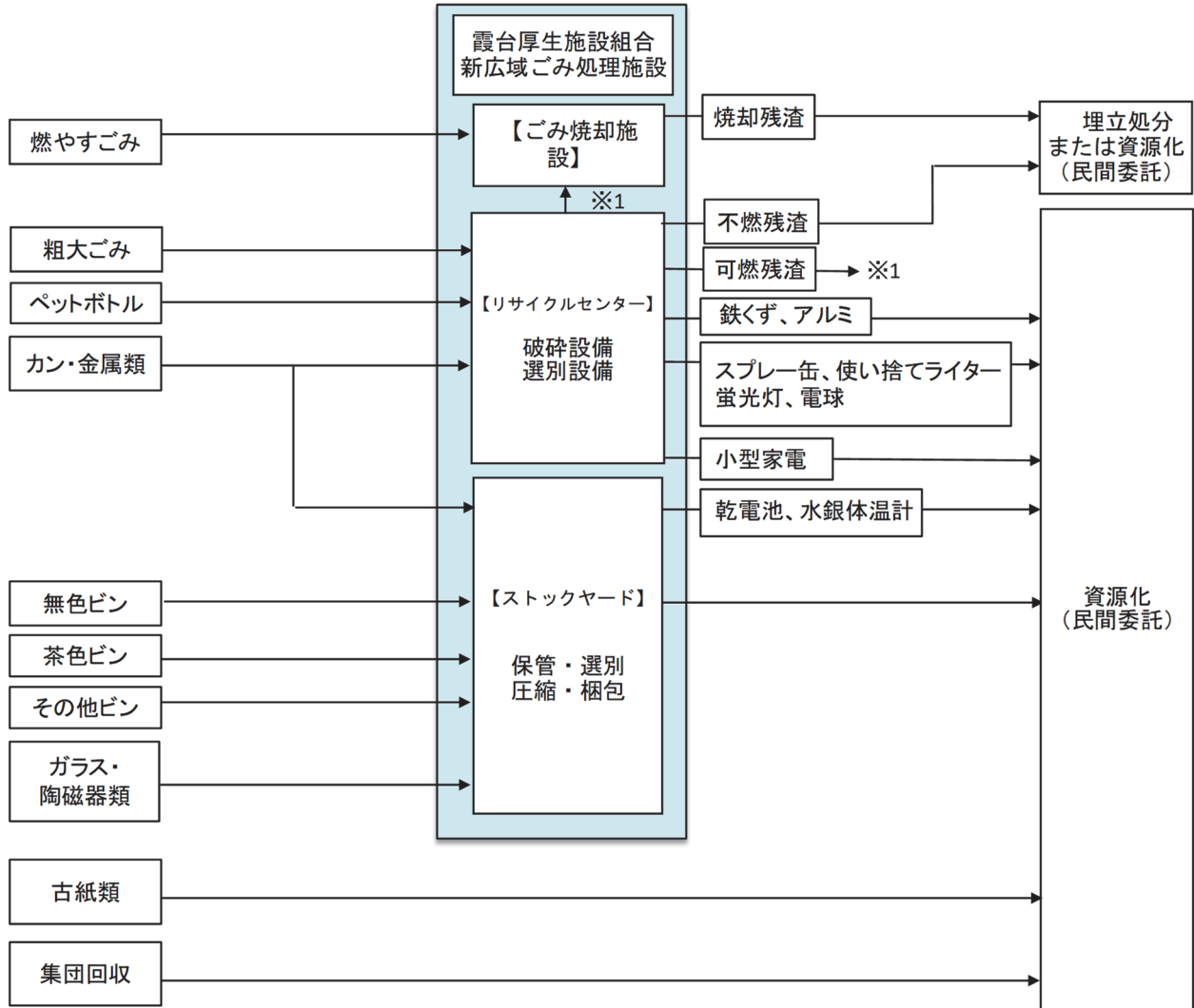


図3-3 新広域ごみ処理施設稼働後のごみ処理フロー（令和3年度以降）

3.1.3 ごみの排出量

(1) 本町のごみ排出量（平成 25-30 年度実績）

図 3-4 に本町のごみ排出量の推移を示します。

本町のごみの総排出量は、年間 9.7～10.9 千 t で年々増加しています。家庭系ごみの排出量は、平成 25 年度以降、ほぼ横ばいとなっています。事業系ごみの排出量は、平成 25 年度以降に継続的な増加傾向が見られますが、平成 30 年度は減少に転じています。

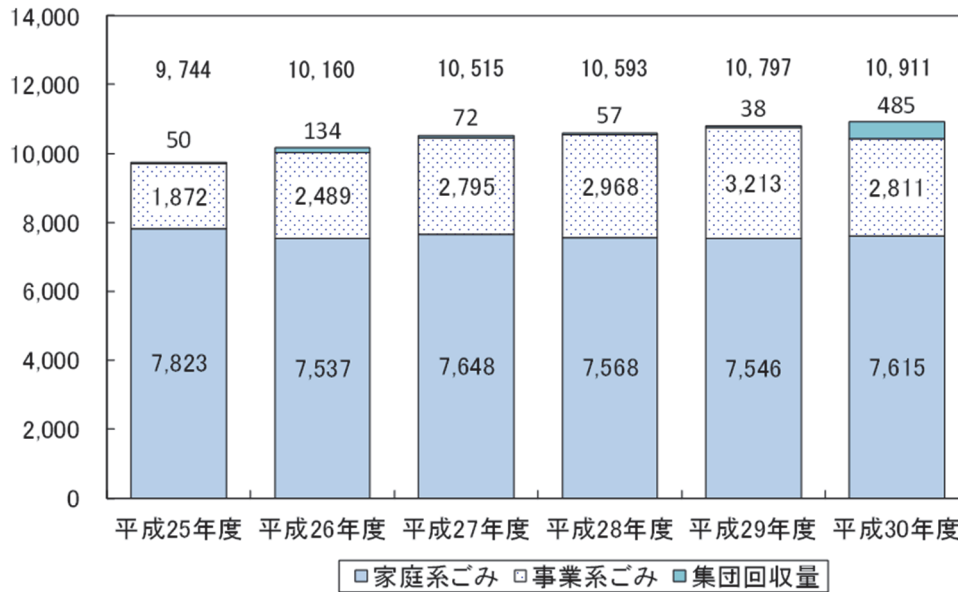
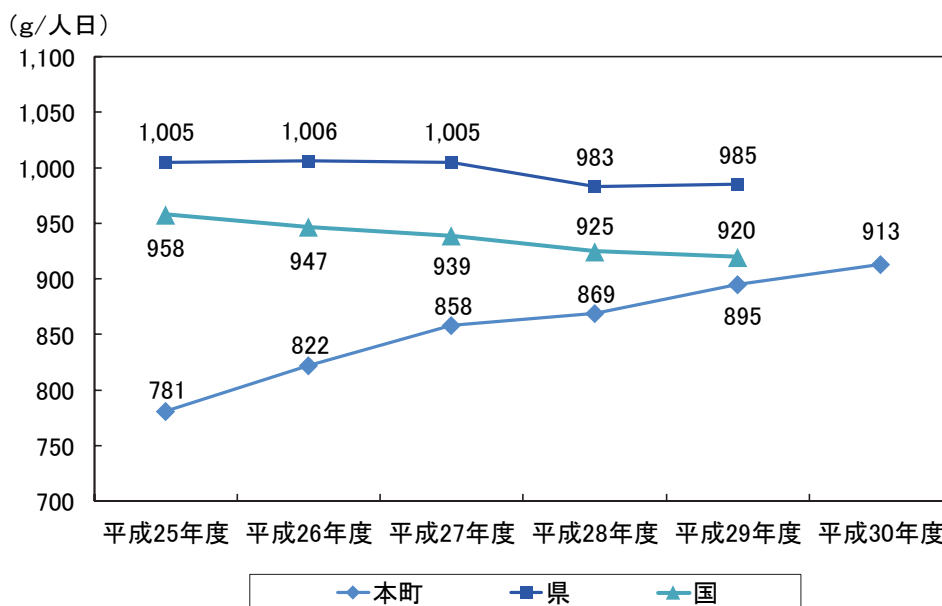


図 3-4 本町のごみ排出量の推移

(2) 本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量（平成 25-30 年度実績）

図 3-5 に本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量の推移を示します。

本町の一人一日あたりごみ排出量は、県や国と比較すると低い値ですが、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて年々増加傾向にあります。



※ 県、国の値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果を引用しました。

※ 平成 30 年度の県、国の結果は環境省一般廃棄物実態調査結果が公表されていないため記載していません。

図 3-5 本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量の推移

(3) 本町、県、国の一人一日あたりの家庭系ごみ排出量（平成 25-30 年度実績）

図 3-6 に本町、県、国の一人一日あたりの家庭系ごみ排出量の推移を示します。

本町の一人一日あたり家庭系ごみ排出量は、県、国と比較して低い値ですが、平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度は 637g/人・日で、平成 26 年度と比較して 27g/人・日増加しています。

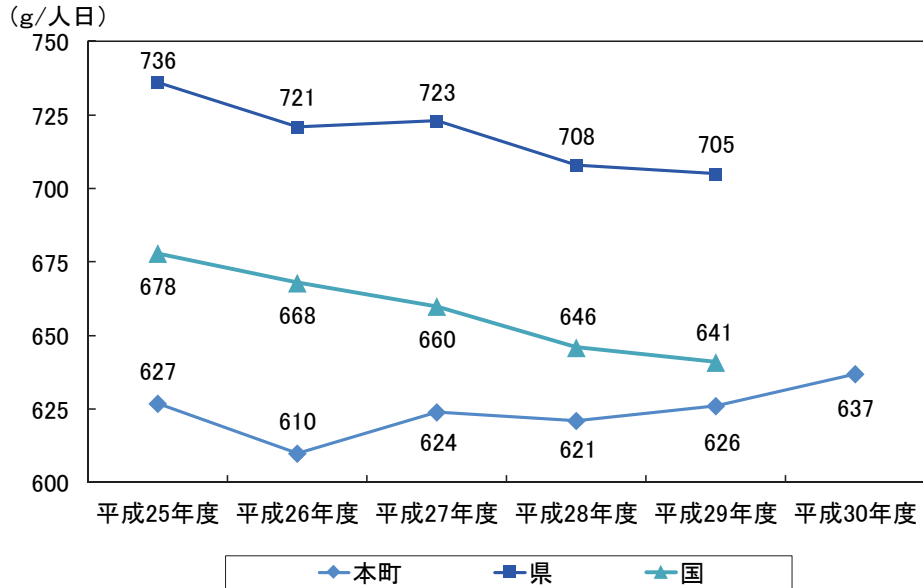


図 3-6 本町、県、国の一人一日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

(4) 本町の焼却処理量（平成 25-30 年度実績）

図 3-7 に本町の焼却処理量の推移を示します。

本町の焼却処理量は、約 8,400~9,000t で推移しており、平成 25 年度以降ごみ排出量の増加に伴い、焼却処理量も増加しています。

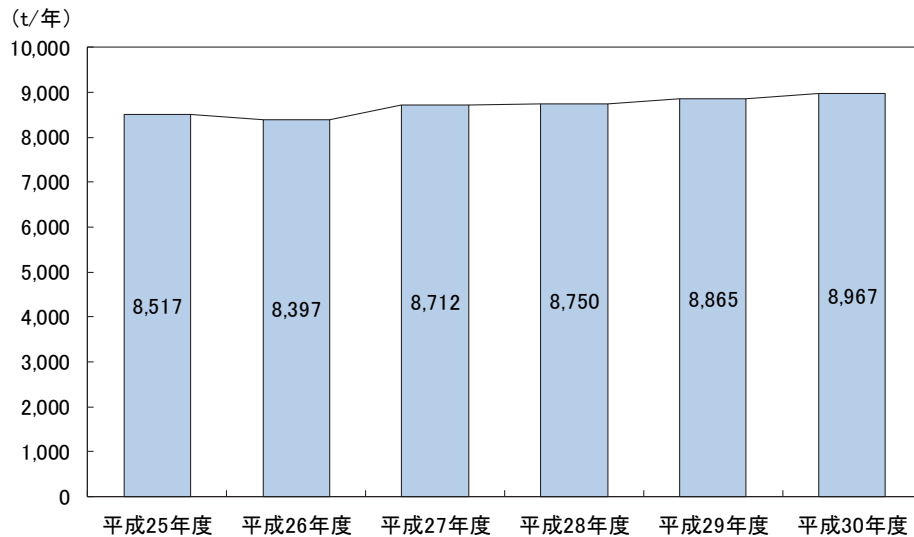
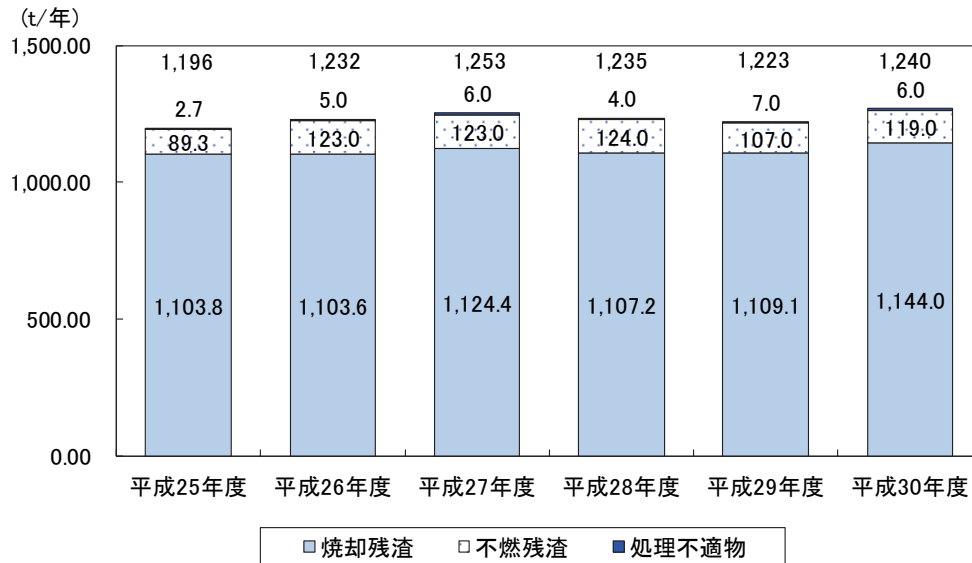


図 3-7 本町の焼却処理量の推移

(5) 本町の最終処分量（平成 25-30 年度実績）

図 3-8 に本町の最終処分量の推移を示します。

本町の最終処分量は、平成 26 年度から平成 30 年度までほぼ横ばいで推移しています。一方、焼却処理量の増加に伴い焼却残渣の量は年々増加傾向にあります。



※ 不燃残渣とは、不燃ごみから可燃物、資源物を回収・除去したものです。
 ※ 処理不適物とは、可燃ごみや不燃ごみ中の鉄板や機械部品、鉄塊等をいいます。

図 3-8 本町の最終処分量の推移

3.1.4 資源化量及び資源化率

(1) 本町の資源化量及び資源化率（平成 25-30 年度実績）

図 3-9 に本町の資源化量及び資源化率の推移を示します。

本町の資源化量は、平成 25 年度以降、約 1,100~1,800t/年で推移しています。平成 25 年度より古紙類の分別回収を開始した結果、平成 26 年度以降の資源化量が増加しています。資源化率も同様に平成 26 年度以降増加しており、16.0~16.9%で推移しています。

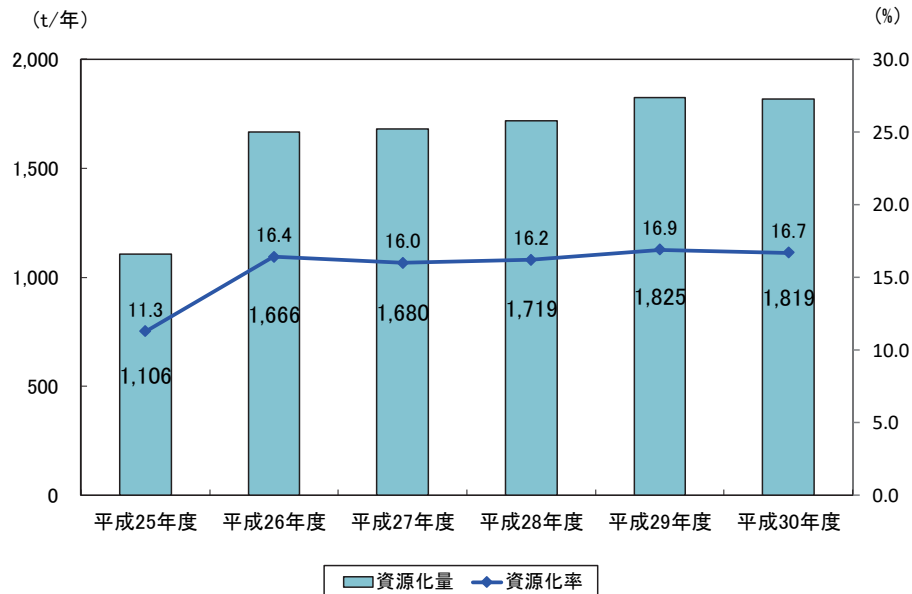


図 3-9 本町の資源化量及び資源化率の推移

(2) 本町、県、国の資源化率（平成 25-30 年度実績）

図 3-10 に本町、県、国の資源化率の推移を示します。

本町の資源化率は、古紙類の分別回収を開始した平成 26 年度以降、16.0～16.9%で推移しています。

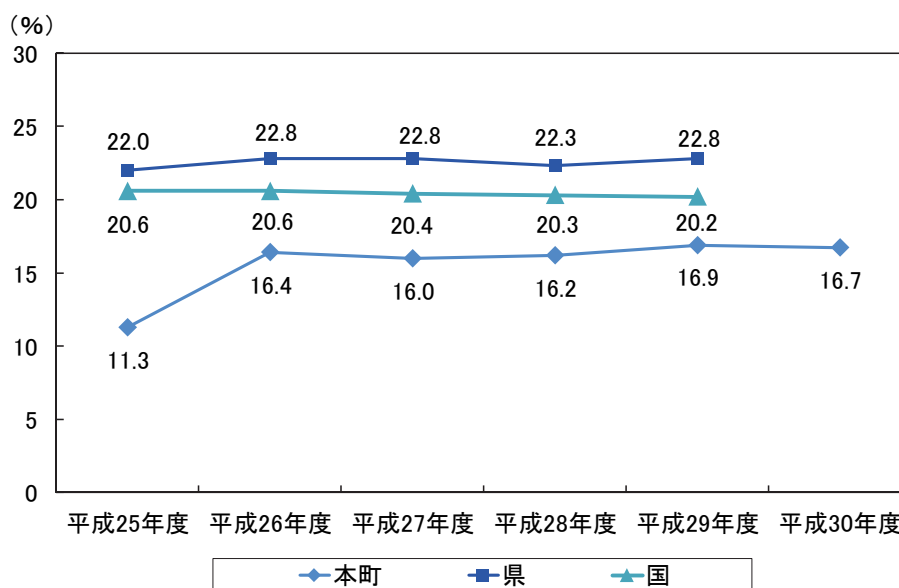


図 3-10 本町、県、国の資源化率の推移

(3) 直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の資源化率（平成 25-30 年度実績）

図 3-11 に直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の資源化率の推移を示します。平成 26 年度以降、資源回収率の増加に努めていますが、平成 30 年度まで横ばいで推移しています。

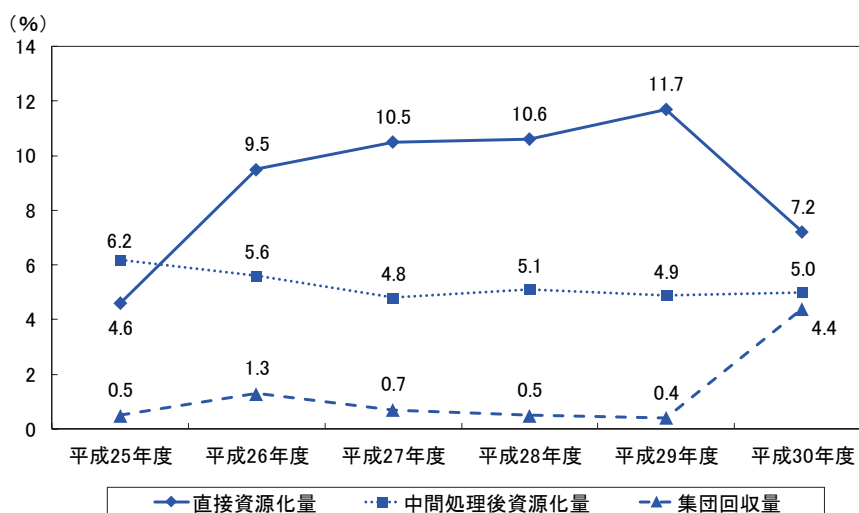


図 3-11 直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の資源化率の推移

3.2 県内市町村との比較

図 3-12 に市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる平成 29 年度実績の県内類似市町村との比較結果を示します。

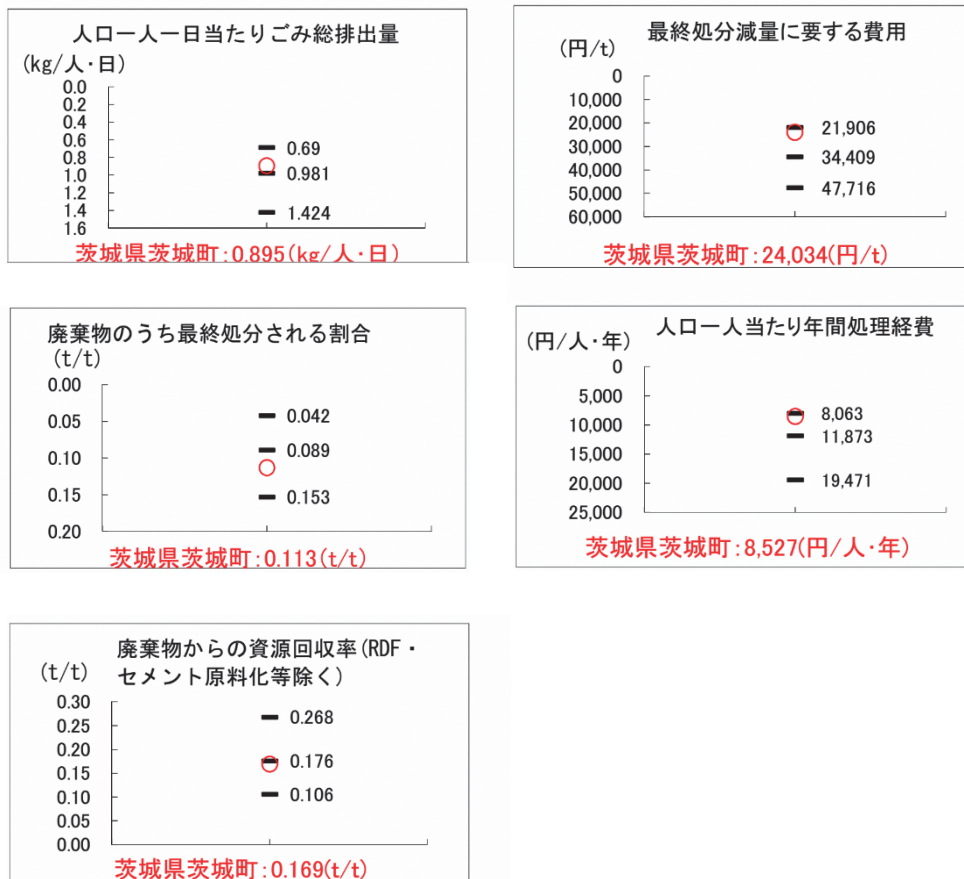
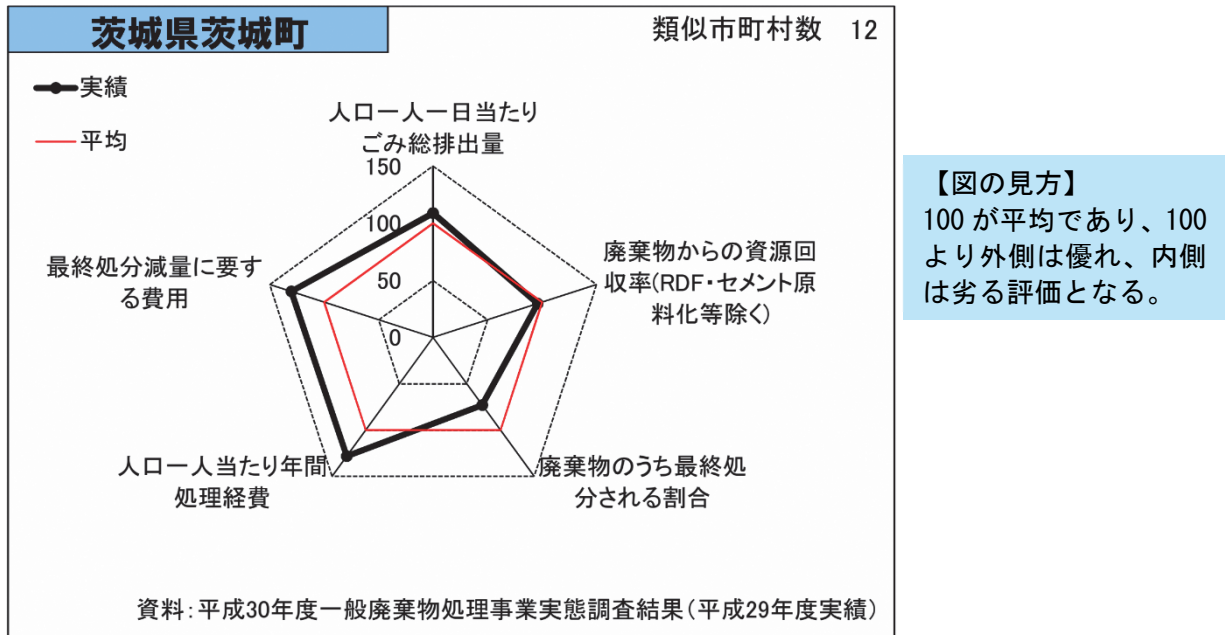


図 3-12 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる分析結果

表 3-4 に、本町の実績値と県内類似市町村の平均値の比較を示します。

本町のごみ処理は、県内 12 の類似市町村のごみ処理実績と比較して、「人口一人一日あたり年間処理経費」および「最終処分減量に要する費用」が非常に優れています。また、「人口一人一日あたりごみ総排出量」も優れています。反面、「廃棄物のうち最終処分される割合」は劣っています。

表 3-4 本町の実績値と類似市町村の平均値の比較

項目	本町の実績 (平成 29 年度)	県内類似市町村 の平均 (平成 29 年度)	評価
人口一人一日あたり ごみ総排出量 (g/人・日)	895	981	優 類似市町村間平均値を下回っており、発生抑制に関する取り組みの成果が見受けられる。
人口一人一日あたり 年間処理経費 (円/人・年)	8,527	11,837	優 類似市町村間平均値を下回っており、コストを抑えつつ適正なごみ処理体制が構築されている。
廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	0.113	0.089	劣 類似市町村間平均値を上回っているため、これまで埋立処分されてきた焼却残渣の資源化を推進するなどにより最終処分される割合を減らす必要がある。
最終処分減量に 要する費用 (円/t)	24,034	34,409	優 類似市町村間平均値を下回っており、処理経費の高い焼却処理の溶融処理を行わず埋立処分を行っていることでコストが抑えられている。
廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原料化 等を除き、溶融含む) (t/t)	0.169	0.176	平均的 類似市町村間平均値を下回っているが、資源回収率の向上に寄与する焼却残渣の溶融処理を行っていない上での数値であるため、地道ながらも継続的な資源回収の取り組み結果が反映されている。

3.3 ごみ処理の将来予測

3.3.1 人口の推移と将来予測

図 3-13 に「茨城町人口ビジョン」(平成 27 年 12 月) に示す本町の将来人口の予測結果を示します。当該資料は 5 年ごとの予測となっており、中間年度は直線補間を行って推計しています。本町の人口は緩やかな減少傾向にあり、計画目標年度の令和 16 年度には 28,828 人まで減少することが予測されます。

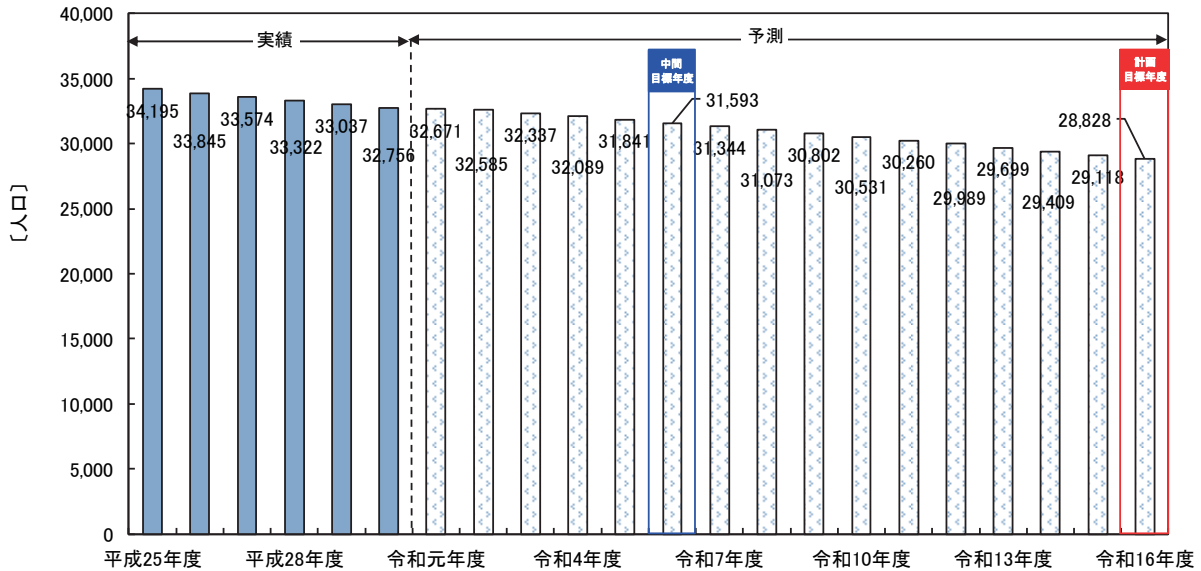


図 3-13 人口の推移と将来予測

3.3.2 ごみ排出量の予測(現状維持)

(1) ごみ総排出量の予測(現状維持)

図 3-14 にごみ排出量の推移と将来予測結果を示します。本町のごみ総排出量は、現状のまま推移すると、令和 16 年度には、平成 30 年度比で 3.3%増加することが予測されます。

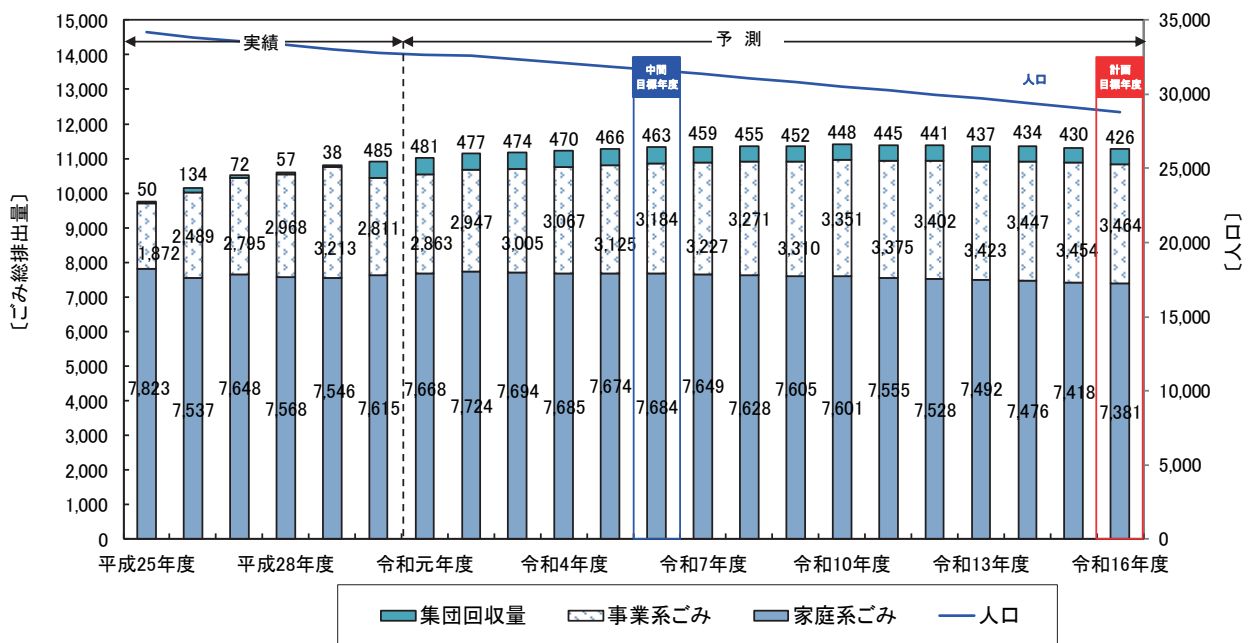


図 3-14 ごみ総排出量の推移と将来予測

(2) 一人一日あたり家庭系ごみ排出量の予測（現状維持）

図 3-15 に一人一日あたり家庭系ごみ排出量の推移と将来予測結果を示します。

家庭系ごみ排出量は、人口の減少に比例して減少傾向となると予測されます。一方で、一人一日あたり家庭系ごみ排出量は増加傾向となります。これは、人口減少に伴い家庭系ごみ排出量は減少するものの、町民一人あたりの生活水準の上昇や核家族化による世帯数の増加などにより、ごみ量が増加すると予想されるためです。

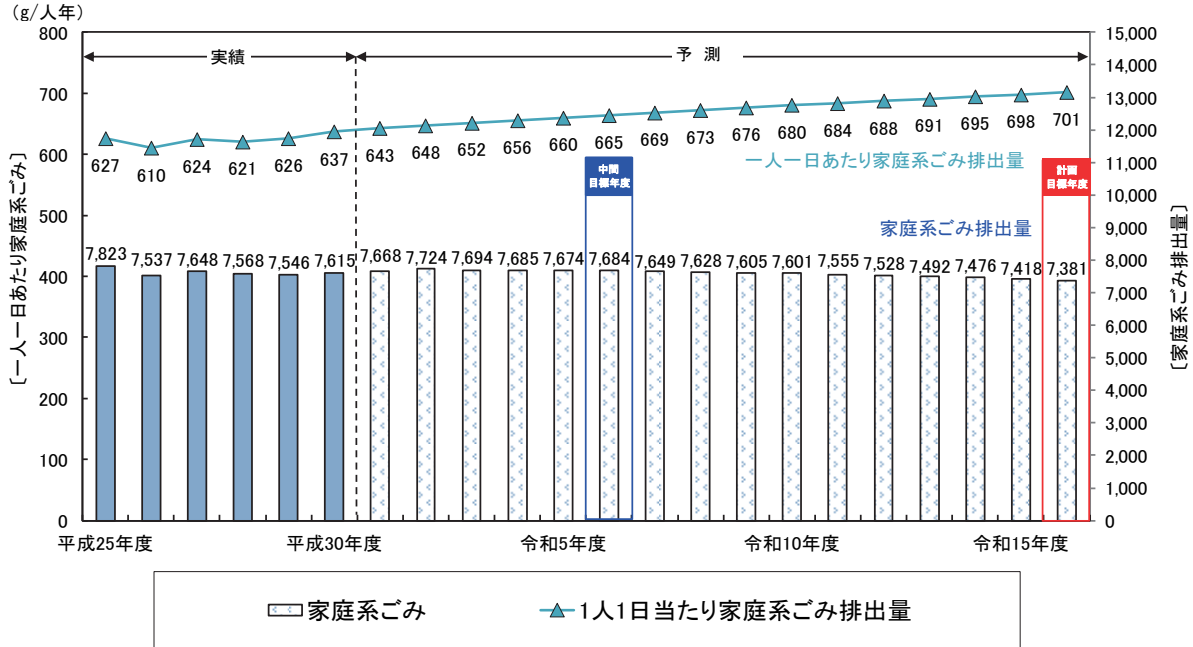


図 3-15 一人一日あたり家庭系ごみ排出量の推移と将来予測

(3) 事業系ごみ排出量の予測（現状維持）

図 3-16 に事業系ごみ排出量の推移と将来予測結果を示します。

事業系ごみは、事業所での資源物回収量調査を強化した平成 26 年度以降、増加傾向にあり将来も排出量が増加することが見込まれます。

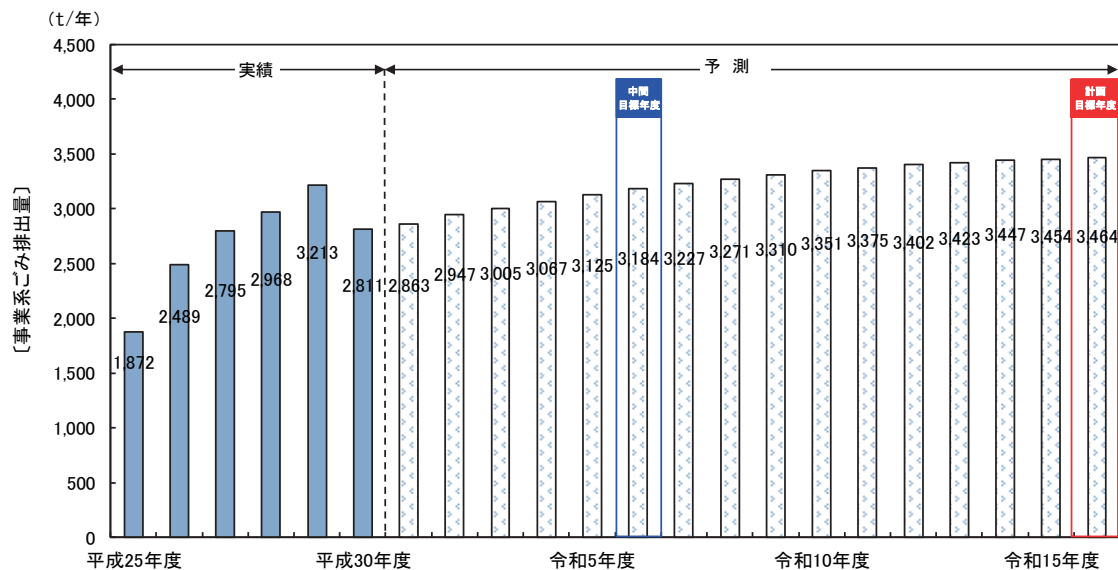


図 3-16 事業系ごみ排出量の推移と将来予測

(4) 焼却処理量の予測（現状維持）

図 3-17 に焼却処理量の推移と将来予測結果を示します。

焼却処理量は、ごみ総排出量の増加に伴い令和 10 年度まで増加することが予測されます。その後は人口減少に伴い減少していくことが予測されます。

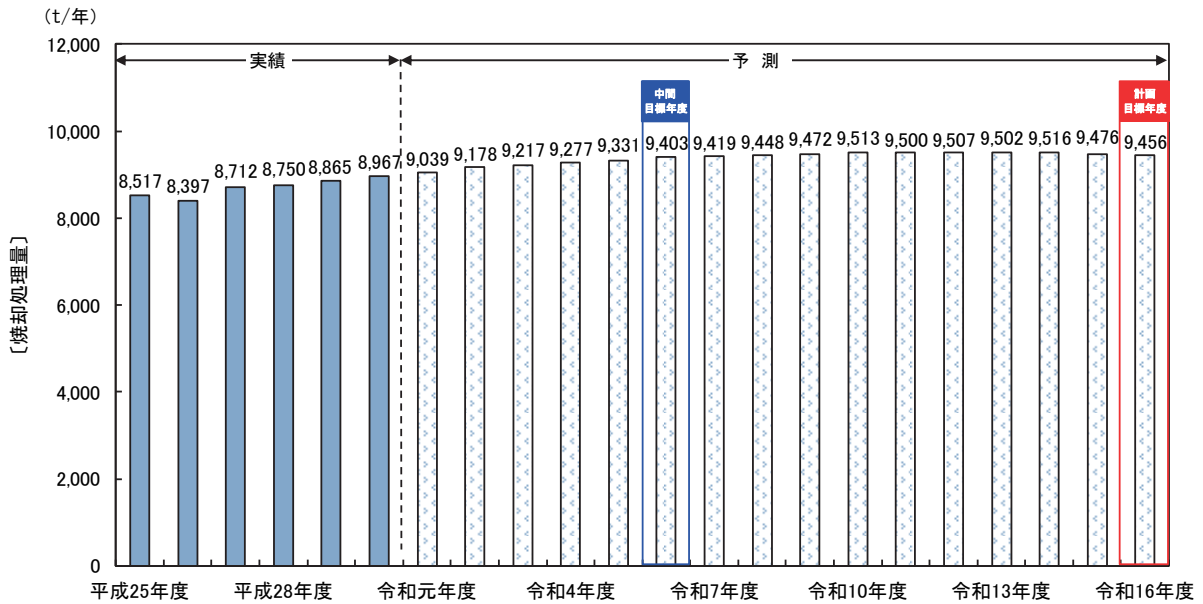


図 3-17 焼却処理量の推移と将来予測

(5) 資源化率の予測（現状維持）

図 3-18 に資源化率の推移と将来予測結果を示します。

資源化率は、現状のまま推移すると減少傾向をたどると予測されます。

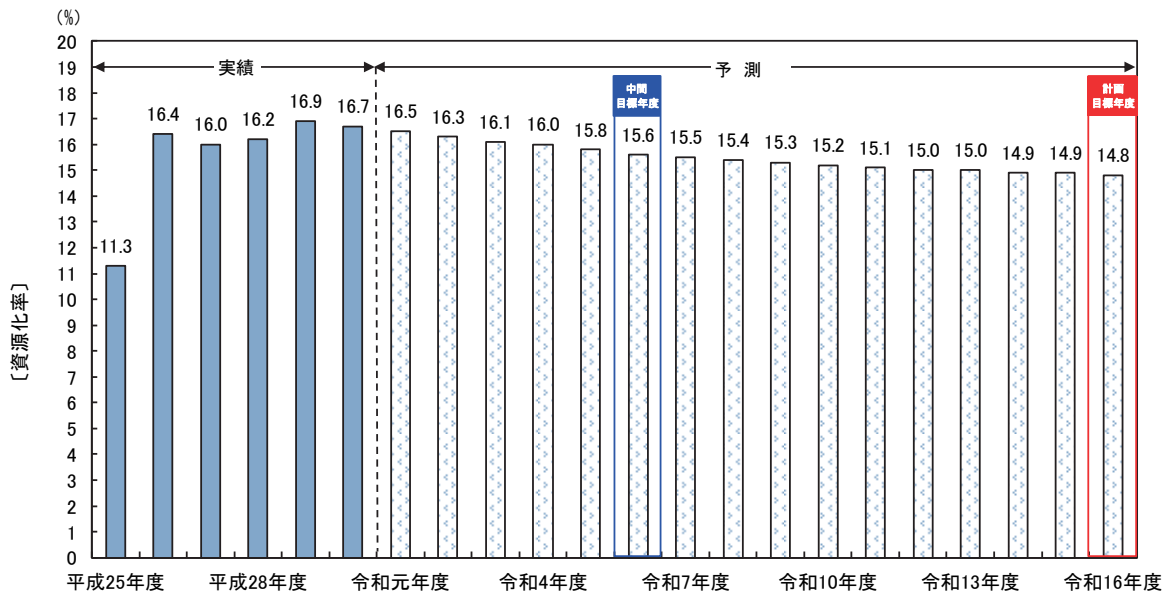


図 3-18 資源化率の推移と将来予測

3.4 ごみ処理の課題

本町のごみ処理の課題を下記に示します。

1) 発生抑制

【現状】

本町のごみ総排出量は、年間約9.7～10.9千tで年々増加しています。現状のまま推移すると令和16年度には、平成30年度比で3.8%増加することが予測されます。平成26年度以降、家庭系ごみの排出量はほぼ横ばいですが、一人一日あたりの家庭系ごみ排出量は人口の減少とは逆に増加傾向となっています。

また、事業系ごみの排出量も平成25年度以降、継続的な増加傾向となっています。

【課題】

近年、町民の生活水準の高まりによるごみ排出量の増加に加え、核家族化が進み世帯数が増加していることによりごみの排出量が増加すると考えられます。そのため、排出段階におけるごみの発生抑制を更に図っていく必要があります。

家庭系ごみは、令和元年10月に実施した「ごみの減量化に関する町民アンケート結果」によると、生ごみを燃えるごみとして排出している回答が6割以上あり、今後は生ごみの堆肥化や水切りの推進により家庭系ごみの排出量の減量化を図る必要があります。

また、本町では飲食店や小売店の事業所数が年々増加傾向にあることから、事業所への指導を強化することにより、事業系ごみの発生抑制を図る必要があります。

2) 資源化

【現状】

本町の資源化量は、平成25年度以降、約1,100～1,800t/年で推移しています。平成25年度より直接資源化量の調査および古紙類の分別回収を開始した結果、平成26年度以降の資源化量が増加しています。また、平成26年度からは店頭のリサイクルボックスにより回収された資源物量の調査も強化しており、資源化量の実績に反映しています。

【課題】

焼却施設に搬入された燃えるごみのうち、紙・布類が最も多くの割合を占めることから、依然として燃えるごみ中の紙・布類の混入が多く、家庭系ごみ、事業系ごみともに分別に課題が残ります。令和元年10月に実施したごみの減量化に関する町民アンケート結果でも、布類の資源化を積極的に推進すべきという回答が80%に至るなど、町民の分別意欲も高いことから、効率的な資源の回収を進めるため、各種団体の自主回収・集団回収への支援を推進する必要があります。

資源化を推進している自治体では、排出段階で可能な限り分別区分数を多くすることや資源ごみの収集頻度の増加による排出機会の創出、いつでも資源ごみを排出することができる常設の回収拠点を設けるなどの工夫を行っています。こうした取り組みの可能性について、本町でも検討する必要があります。

3) 中間処理

【現状】

本町のごみは、令和2年度まで茨城美野里環境組合クリーンセンターで中間処理を行います。令和3年度以降は、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、本町の4市町からなる霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設で中間処理を行う予定です。新広域ごみ処理施設の稼働後は、ごみ処理広域化に伴う搬入車両台数を平準化し、地元住民の安全安心な生活環境の確保と施設が遠方化する住民の負担軽減策のひとつとして茨城美野里環境組合クリーンセンターの跡地に中間置場が設置される予定です。

【課題】

茨城美野里環境組合クリーンセンターは、稼働から33年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。新広域ごみ処理施設の稼働までは、既存施設の適切な維持管理を図っていく必要があります。本町では、新広域ごみ処理施設稼働後も、可能な限り処理量の抑制とごみ質の安定化を図り、安全かつ安定したごみ処理を継続していく必要があります。また、霞台厚生施設組合へのごみ処理広域化に伴い、収集運搬距離の増加による経費増加が懸念されるため、中間置場の効果的な利用を検討する必要があります。

4) 最終処分

【現状】

本町の最終処分量は、平成26年度から平成30年度までほぼ横ばいで推移していますが、焼却処理量の増加に伴い焼却残渣量は年々増加傾向にあります。現在、本町には一般廃棄物最終処分場が無いため、焼却残渣や不燃残渣は民間の最終処分場へ埋立処分を委託しています。

【課題】

年々増加傾向にある可燃ごみの削減を図ることにより、資源化率を向上させて最終処分量を削減する必要があります。さらに、埋立処分の委託先における処分状況を確認し、適切な処分が行われているかを継続してモニタリングするとともに、今後の最終処分先について検討していく必要があります。

3.5 ごみ処理基本計画

3.5.1 基本理念および基本方針

本町の上位計画である「茨城町第6次総合計画前期基本計画」に掲げるまちづくりの基本理念である「**三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち**」および茨城町環境基本計画の環境将来像「**自然を愛し 人も生きものも安らげるまち いばらき**」を実現し、これからも安心して暮らすことのできる望ましい社会を構築していくためには、環境負荷を軽減し、未来へつなげる循環型社会形成を図ることが必要です。

本計画では、旧計画の基本理念・基本方針を継続して掲げていきます。

【茨城町 ごみ処理基本計画 基本理念】
「人と自然が共存し 資源を大切にするまち いばらき」

基本方針① 町民・事業者・行政が一体となってごみの減量化・資源化を推進

ごみの発生抑制を最優先事項と位置付け、町民は環境に配慮したライフスタイルや3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に取り組みます。事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なりサイクルや処分について責任を負い、本町は町民・事業者を支援するための施策を実施するなど、3者の連携による取り組みを推進していきます。

基本方針② 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

茨城美野里環境組合クリーンセンターのごみ焼却施設および不燃・粗大ごみ処理施設は、稼働から33年が経過しており施設の老朽化が進んでいます。令和3年度には、新広域ごみ処理施設が稼働する予定で、既存施設の跡地には中間置場が設置される予定です。4市町で連携・協力して新たな広域ごみ処理体制を構築することにより、ごみの安定的かつ効率的な処理の実現と資源・エネルギー回収システムの構築を図ります。

(1) 計画目標年度

本計画は、令和2年度を計画初年度とし、令和16年度を計画目標年度とする15年間の計画とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、中間目標年度を令和6年度に設定します。

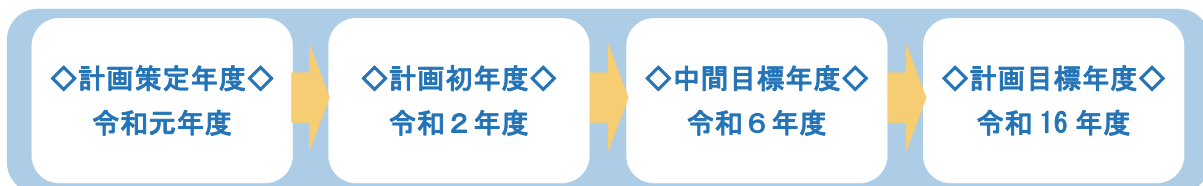


図 3-19 計画の目標年度

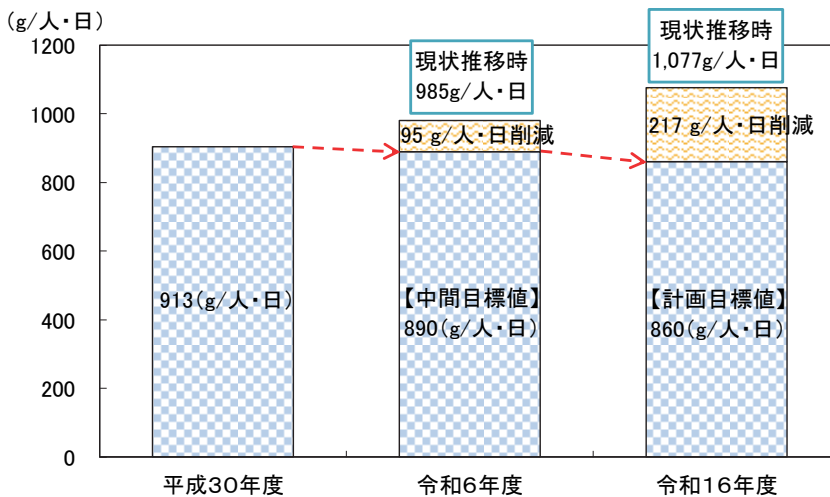
3.5.2 数値目標

本計画のごみの減量化・資源化に係る目標値を以下のとおり定めます。基準年度は平成30年度とし、中間目標年度である令和6年度、計画目標年度の令和16年度の数値目標を設定します。

(1) 一人一日あたりごみ排出量

図3-20に一人一日あたりごみ排出量の数値目標を示します。

一人一日あたりごみ排出量は、平成30年度の実績値913g/人・日に対して、令和6年度には5.7%削減し890g/人・日、令和16年度には17.1%削減し860g/人・日を目指します。



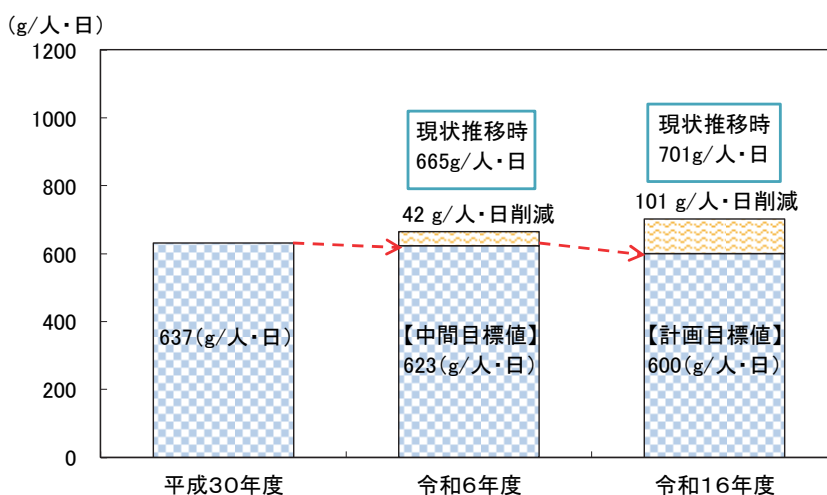
【目標値設定の考え方】
 本町の一人一日あたりごみ排出量は、現状のまま推移すると、令和6年度には985g/人・日、令和16年度には1,077g/人・日となります。
 本町では、ごみ排出量の減量化を図り、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の令和7年度における目標値850g/人・日に近づけます。

図3-20 一人一日あたりごみ排出量の数値目標

(2) 一人一日あたり家庭系ごみ排出量

図3-21に一人一日あたり家庭系ごみ排出量の数値目標を示します。

一人一日あたり家庭系ごみ排出量は、平成30年度の実績値637g/人・日に対して、令和6年度には5.4%削減し623g/人・日、令和16年度には17.1%削減し600g/人・日を目指します。



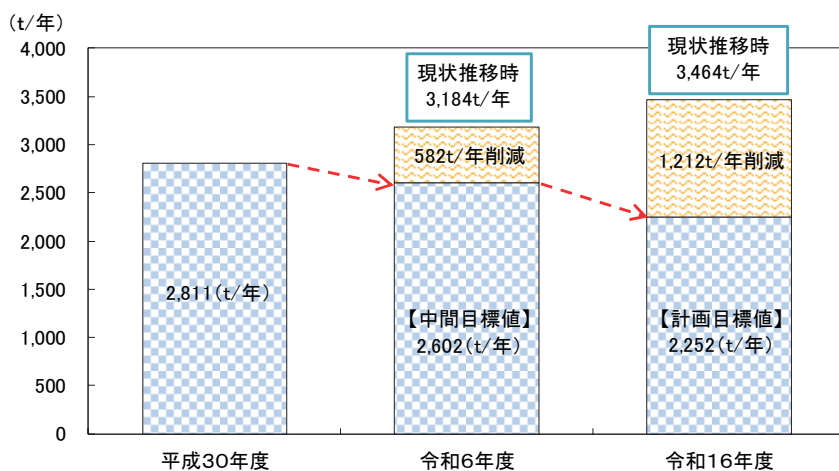
【目標値設定の考え方】
 一人一日あたり家庭系ごみ排出量は、現状のまま推移すると、令和6年度には665g/人・日、令和16年度には701g/人・日となります。
 本町では、家庭系ごみ排出量の減量化を図り、旧計画の平成30年度における目標値602g/人・日以下の達成を目指します。

図3-21 一人一日あたり家庭系ごみ排出量の数値目標

(3) 事業系ごみ排出量

図 3-22 に事業系ごみ排出量の数値目標を示します。

事業系ごみ排出量は、平成 30 年度の実績値 2,811t/年に対して、令和 6 年度には 7.4%削減させて 2,602t/年、令和 16 年度には 19.9%削減し 2,252t/年を目指します。



【目標値設定の考え方】

事業系ごみ排出量は、現状のまま推移すると、令和 6 年度には 3,184t/年、令和 16 年度には 3,464t/年となります。

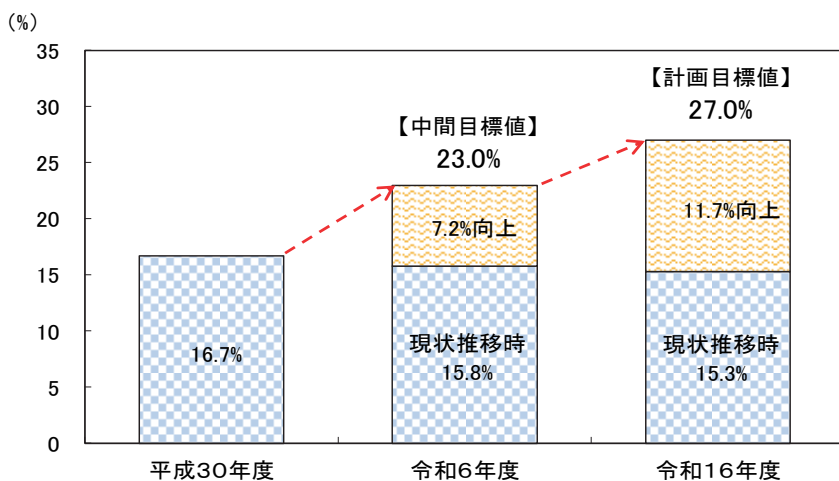
本町では、事業系ごみ排出量の減量化を図り、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の令和 7 年度の目標値に近づけるため、約 20%減を目指します。

図 3-22 事業系ごみ排出量の数値目標

(4) 資源化率

図 3-23 に資源化率の数値目標を示します。

資源化率は、平成 30 年度の実績値 16.7%に対して、令和 6 年度には 6.3%向上させて 23.0%、令和 16 年度には 10.3%向上させて 27.0%を目指します。



【目標値設定の考え方】

資源化率は、現状のまま推移すると、令和 6 年度には 15.8%、令和 16 年度には 15.3%となります。

本町では、資源化率の向上を図り、第 4 次茨城県廃棄物処理計画の令和 2 年度における目標値 27.0%を目指します。

図 3-23 資源化率の数値目標

3.5.3 施策体系

	施策分類	継続/新規	施策内容
教育、啓発活動	(1) 教育、啓発活動の充実	継続	① 学校における環境学習 ▶ 小・中学校での環境学習の教材等を作成し、ごみ発生抑制・資源化の啓発を行う。 ② 学習機会の創設 ▶ クリーンセンターの施設見学会、ひめま環境フォーラム等の講演会を継続する。 ③ 野外焼却（野焼き）禁止の周知 ▶ 消防本部と連携し、野外焼却の防止対策を継続する。
	(2) ごみ減量化等に関する町民イベントの支援	継続	▶ いばらきまつりや茨城町涸沼環境フェスティバルなどの集客力のあるイベントにおいて、リサイクルコーナーの設置を検討する。
	(3) 資源回収の情報提供	継続	▶ 資源物の店頭回収など、民間事業者による資源回収活動等の把握に努め、町民に周知・利用促進する。
	(4) 情報公開	継続	▶ ごみの排出量や資源化率など、ごみ処理に関する情報を公表し、ごみ排出抑制について町民の意識向上を図る。
	(5) 地域における活動の活性化	継続	▶ 本町の各種団体の活動の中心となる地域リーダー、町民グループおよびNPOの育成、支援を行う。また、マイバックや買い物かごの利用促進に努める。
発生抑制・資源化	(1) 事業者の発生抑制・資源化	継続	▶ 事業所等を訪問し、啓発用パンフレットの配布、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進する。
	(2) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	継続	▶ 大型スーパーなど既に実施されている事業所との連携を図るとともに、さらに店頭回収を行う事業所等の拡大に向けて推進を図る。
	(3) 生ごみ等の削減	新規	▶ <u>コンポスト設置補助に係る調査・研究の実施を検討する。</u> ▶ <u>NPO 法人フードバンク茨城が実施するきずな BOX の活用を推進し、食品ロスの削減を図る。</u>
		継続	▶ 家庭での生ごみの水切り徹底、堆肥化を推進する。
	(4) 農業系廃プラスチック等の回収・有効活用	継続	▶ 町民および事業者に対して農業用廃プラスチック等の回収・有効活用を推進する。
	(5) 剪定枝等の資源化	新規	▶ <u>中間処理施設に直接搬入される草木類をリサイクルすることにより、資源化率を向上させる。</u>
	(6) 美化活動の推進	継続	▶ 町内一斉ごみ拾いやクリーンアップひめまネットワーク、茨城町美化ボランティアなど環境保全団体等が実施するごみ拾いや草刈りなど美化活動を推進する。
(7) 集団回収による資源回収の推進	継続	▶ 学校や公民館などで行われる集団回収を支援する。	
	新規	▶ <u>可燃ごみ中に含まれている紙パックと古布を集団回収品目に追加することで資源化率向上につなげる。</u>	

	施策分類	継続/新規	施策内容
発生抑制・資源化	(8) 小型家電の回収	継続	▶ 小型家電リサイクル法に基づき、家庭および事業所から排出される小型家電を積極的に回収する。
	(9) 新広域ごみ処理施設での焼却処理と残渣溶融化	新規	▶ <u>新広域ごみ処理施設において、焼却残渣の資源化による、最終処分量の減量を検討する。</u>
収集・運搬	(1) 分別の徹底	継続	▶ ごみ出しのルールにしたがって分別が徹底できるよう町民に周知する。特に、燃える（燃やす）ごみ中の古紙類の分別徹底により、資源化および適正処理・処分を図る。
	(2) 収集・運搬体制の効率化	継続	▶ 新広域ごみ処理施設の稼働までは、現在の収集・運搬体制を維持し、稼働後は中間置場を利用しながら収集の効率化を図る。
	(3) 分別区分の検討	継続	▶ 新たな廃棄物の分別品目の追加を検討する。
	(4) 収集運搬量の減量	継続	▶ 家庭系・事業系ごみの減量化を推進する。
中間処理	(1) 既存のごみ処理施設の運転・維持・管理	継続	▶ 新広域ごみ処理施設の稼働までは、茨城美野里環境組合クリーンセンターの適切な運転・維持・管理を行い、町内から発生するごみの安定処理を継続する。また、施設の運転・維持・管理・整備にあたっては、資源回収を徹底し燃料や電気の使用量低減を図る。処理や資源化を民間委託しているものについては、適切な処理・資源化がされているかモニタリングをする。
	(2) 新処理体制の整備	新規	▶ <u>収集・運搬計画と合わせたごみ処理の効率化を図る。</u>
	(3) 新広域ごみ処理施設での焼却処理と残渣溶融化	新規	▶ <u>新広域ごみ処理施設において、焼却処理を行い、焼却残渣の資源化により、最終処分量の削減を検討する。</u>
最終処分	(1) 最終処分先の確保	継続	▶ 安定的なごみ処理を維持するためにも委託先の処理状況のモニタリングと複数の最終処分先の確保を検討する。
その他	(1) 災害廃棄物の処理処分	継続	▶ 災害廃棄物の処理を迅速に行うために、災害廃棄物処理計画を策定し、県、近隣市町村および民間事業者との協力体制を確保し、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努める。
	(2) 不法投棄対策	継続	▶ 関係機関と連携した監視体制の強化を検討する。
	(3) 在宅医療廃棄物への対応	継続	▶ 医療用注射針、点滴針、脱脂綿等の在宅医療廃棄物については、患者・家族および医療機関と十分協議し安全な処理を行う。
	(4) ごみ処理施設で受入できない廃棄物	継続	▶ 町民に対して建築廃材、タイヤ、ガスボンベ等の処理は専門の処理業者や販売店に処理を依頼するように啓発する。

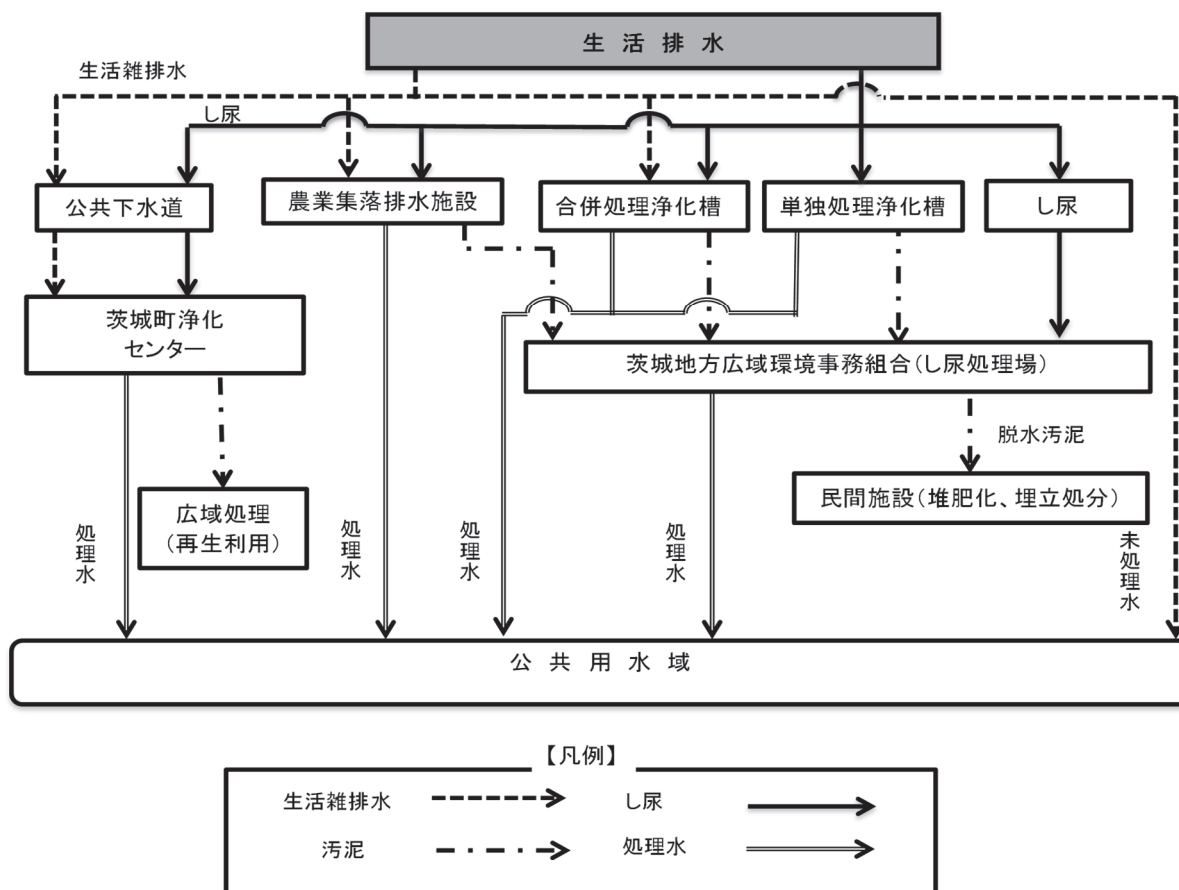
4. 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理フロー

図 4-1 に本町における生活排水処理体系の概要を示します。

本町の全域より発生するし尿および浄化槽汚泥は、茨城地方広域環境事務組合（し尿処理場）（以下、「し尿処理場」という。）で処理されています。

下水道ならびに農業集落排水処理施設は本計画の対象外ですが、農業集落排水処理施設は浄化槽法に定める浄化槽の位置づけであることから、農業集落排水処理施設から排出する汚泥は本計画の対象となります。



※ 茨城町浄化センターから搬出される汚泥は、産業廃棄物として処理します。

図 4-1 本町における生活排水処理体系の概要

4.2 生活排水処理の実績

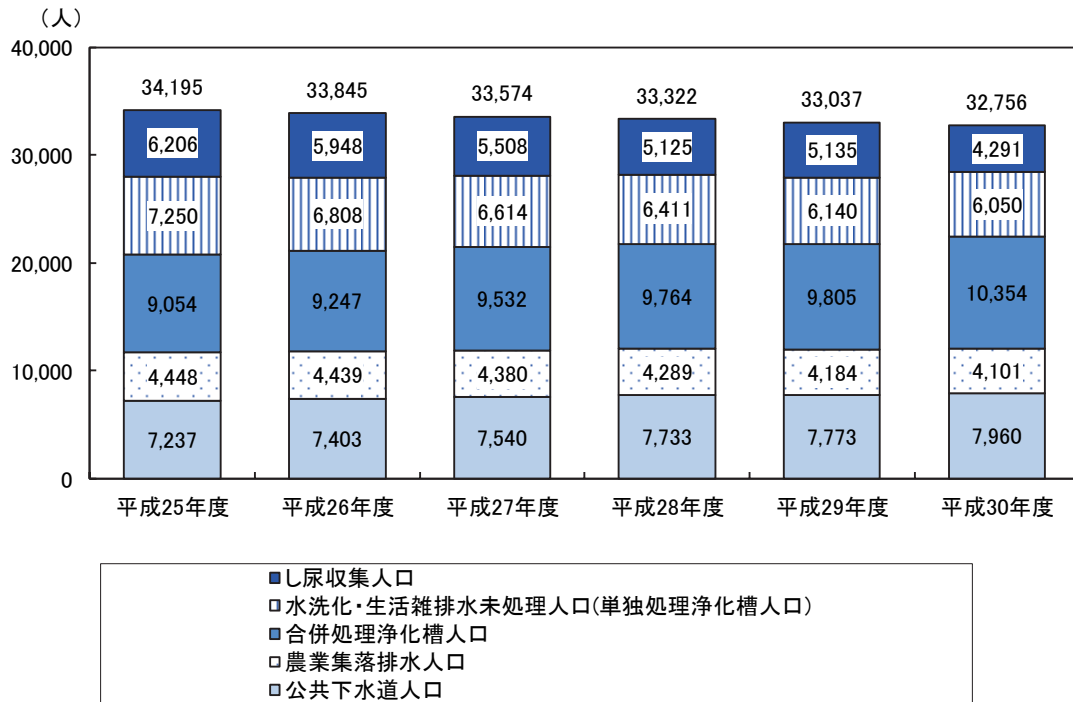
4.2.1 処理形態別人口

表 4-1 および図 4-2 に生活排水処理形態別人口の推移と目標達成状況を示します。

公共下水道（水洗化人口）および合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽人口は減少傾向にあります。

表 4-1 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績						平成30年度 目標値
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1. 計画処理区域内人口	人	34,195	33,845	33,574	33,322	33,037	32,756	33,520
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	20,739	21,089	21,452	21,786	21,762	22,415	26,650
(1) 公共下水道人口	人	7,237	7,403	7,540	7,733	7,773	7,960	11,627
(2) 合併処理浄化槽人口	人	9,054	9,247	9,532	9,764	9,805	10,354	8,942
(3) 農業集落排水人口	人	4,448	4,439	4,380	4,289	4,184	4,101	6,082
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口)	人	7,250	6,808	6,614	6,411	6,140	6,050	3,155
4. し尿収集人口	人	6,206	5,948	5,508	5,125	5,135	4,291	3,715
5. 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
2. (2)+2. (3)+3. 浄化槽人口	人	20,752	20,494	20,526	20,464	20,129	20,505	18,179
3.+4.+5. 生活排水未処理人口	人	13,456	12,756	12,122	11,536	11,275	10,341	6,870
6. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0
※生活排水処理率 =2÷1	%	60.6	62.3	63.9	65.4	65.9	68.4	79.5



$$\text{生活排水処理率 (\%)} = (\text{水洗化・生活雑排水処理人口}) / (\text{計画処理区域内人口}) \times 100$$

図 4-2 生活排水処理形態別人口の推移

4.3 生活排水処理の課題

本町における生活排水に関する課題は、以下のとおりです。

1) 生活排水処理率の向上

【現状】

生活排水処理率は、平成 25 年度の 60.6%から増加傾向を示し、平成 30 年度には 68.4%となっています。公共下水道および合併処理浄化槽の処理人口は増加傾向を示しています。一方で、農業集落排水人口は減少傾向にあります。

【課題】

旧計画の平成 30 年度における目標値に対して生活排水処理率の実績値は約 80%となっています。合併処理浄化槽人口は計画を上回っていますが、公共下水道および農業集落排水施設への移行が計画どおり進んでいません。

2) 合併処理浄化槽の整備

【現状】

合併処理浄化槽人口は、計画を上回っていますが、単独処理浄化槽や汲み取り槽の使用世帯が依然として多い状況です。

【課題】

単独処理浄化槽、汲み取りし尿による処理では、未処理の生活排水が河川等の公共用水域に排出され水質汚濁の原因となります。生活排水対策では、公共下水道の整備に加え、農業集落排水施設への接続率の向上のほか合併処理浄化槽の普及が重要です。

3) し尿処理場の適切な運営

【課題】

し尿施設の適切な運営に向けて、今後し尿・浄化槽汚泥等の処理量を下水道整備の動向を踏まえて適切に予測し、し尿処理場の施設整備や更新を計画的に行う必要があります。

また、定期的な保守点検の実施など、適正な管理を行う必要があります。

4.4 生活排水処理基本計画

4.4.1 基本理念および基本方針

本町は、県のほぼ中央に位置し、町の中心を西から東に向かってそそぐ涸沼川とその支流である涸沼前川が流れる水循環に恵まれたまちです。しかし、涸沼の水質は、経済活動の発展と生活様式の変化により、水質の悪化がみられます。そのため、県が主体となり、平成12年度から、涸沼水質保全計画が推進され、現在、第3期計画により流域対策と湖内対策の両面から水質の浄化が図られています。今後、涸沼を中心とした水辺環境を保全するために、町民・事業者・行政が協働していく必要があります。

本計画の基本理念を以下に示します。

【茨城町 生活排水処理基本計画 基本理念】

涸沼の清らかな水辺環境の保全

【基本方針①】 計画的な公共下水道事業の推進

人口密集地域については、生活排水を経済的、効率的に処理するために計画的に公共下水道の整備を促進していきます。

【基本方針②】 合併処理浄化槽の普及促進

本町では公共下水道等の整備や、合併処理浄化槽の設置促進を図っていますが、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の使用世帯が多い状況です。公共下水道および農業集落排水施設が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図っていきます。

【基本方針③】 生活排水の発生源の対策

生活排水の発生を抑制するため、町民、事業者に対して排出管理に関する指導や啓発を図っていきます。

4.4.2 計画目標年度

図4-3に生活排水処理基本計画の目標年度を示します。

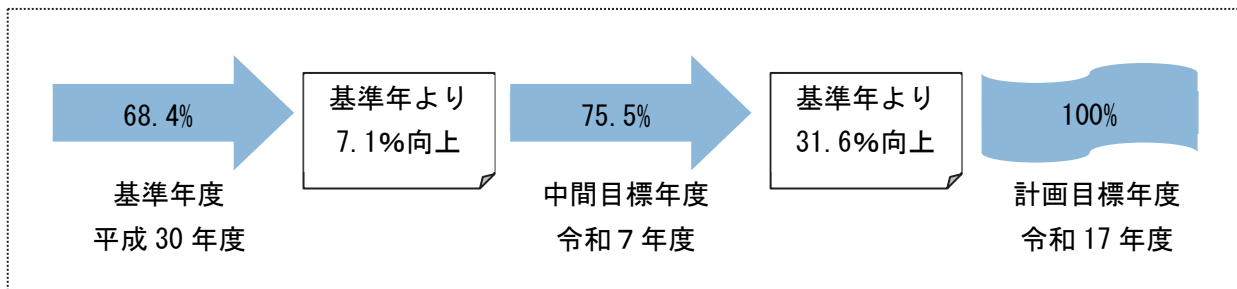
平成28年10月に改訂した「第3回改訂 茨城県生活排水ベストプラン」をもとに、本町の生活排水処理率の目標値を設定しました。中間目標年度は令和7年度、計画目標年度は令和17年度とします。



図4-3 計画の目標年度

4.4.3 数値目標

本町は、県が数値目標としている生活排水処理率を目標値に採用し、本計画の数値目標を以下のように設定します。



4.4.4 生活排水処理量の将来予測

(1) 処理形態別人口の予測

図 4-4 に処理形態別人口の推移と将来予測結果を示します。

計画初年度の 15 年後に生活排水処理率を 100% にすることを目標とした場合、茨城県生活排水ベストプランの中間目標年度である令和 7 年度には生活排水処理率は 75.5% となり、令和 17 年度には生活排水処理率は 100% に達する見込みです。

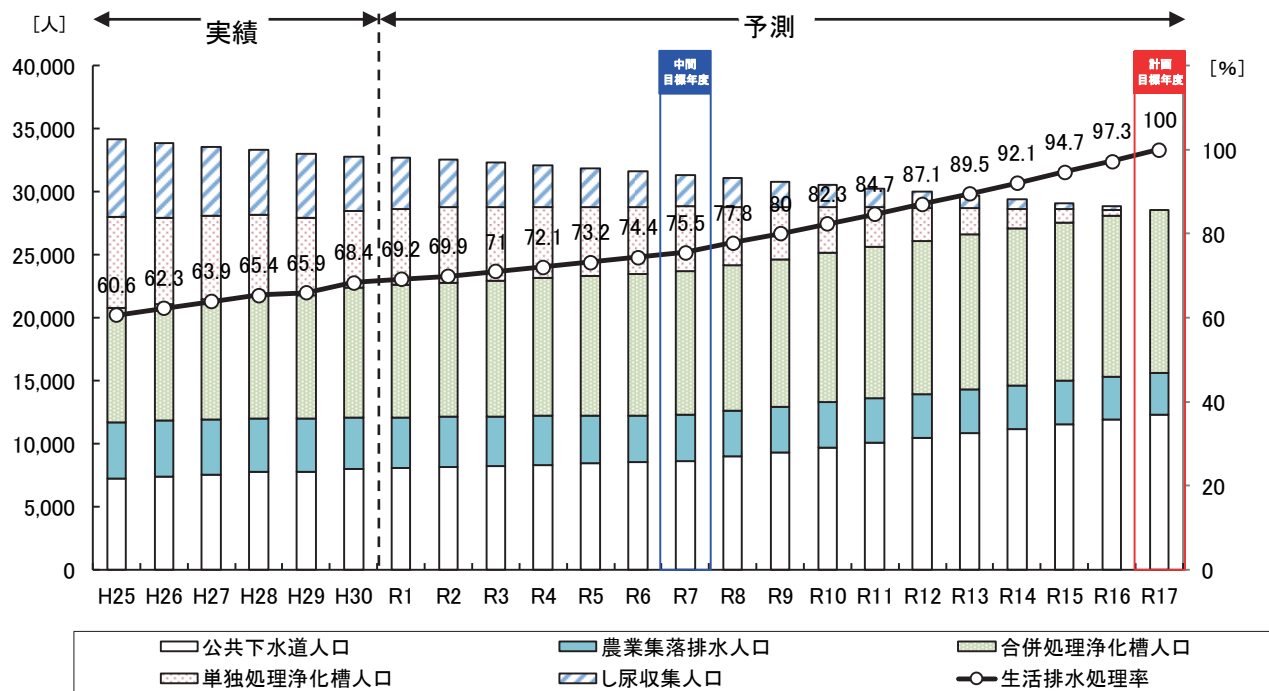


図 4-4 処理形態別人口の推移と将来予測

4.4.5 施策体系

(1) 行政における施策

	施策分類	継続/新規	施策内容
排水対策計画	(1) 排出管理に関する教育・啓発の継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の環境教育や家庭に配布される広報誌等を活用し、台所等からの水質汚濁物の排出を低減させることが水辺環境の改善につながることへの理解を深める活動を推奨する。 事業所等には、事業活動に伴う水質汚濁物質の放流を低減させるよう指導し、必要に応じて水質試験等を実施し、水質の現状を把握する。
	(2) 公共下水道の接続率向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> 令和 17 年度までに事業計画区域内における施設整備完了を目指し、供用開始された地区の接続率の向上を図る。また、茨城町浄化センターや污水管の適切な維持管理を図り、処理水や汚泥の適正な処理に努める。
	(3) 農業集落排水の接続率向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設は、現在 4 地区が整備済みである。更なる農業集落地域の生活環境向上のために、処理施設や污水管の適切な維持管理を図る。
	(4) 合併処理浄化槽の促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> 現在浄化槽を設置していない住宅、単独処理浄化槽を設置している住宅等に対し、合併処理浄化槽への転換を推進し、高度処理の合併浄化槽の設置費用補助を継続する。
収集・運搬・中間処理・最終処分計画	(1) 収集・運搬区域	継続	<ul style="list-style-type: none"> 収集・運搬区域は本町の全域とする。
	(2) 許可業者への指導	継続	<ul style="list-style-type: none"> し尿および浄化槽汚泥を収集・運搬する許可業者に対して、生活環境への配慮と、収集業務を衛生的・効果的に行うよう指導を徹底する。
	(3) 適正処理の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理場は設備の老朽化が著しいことから、施設の適切な維持管理を行い、処理能力を維持する。
	(4) 施設の延命化の検討および更新	継続 新規	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理場の処理能力を維持するために、更新が必要な設備を適切に管理して施設の延命化を図る。 し尿処理場の施設の今後のあり方について更新を含めて検討する。
	(5) 安全で安定した最終処分	継続	<ul style="list-style-type: none"> 中間処理後に発生する脱水汚泥は、埋立およびたい肥化などの処理を継続する。

(2) 町民・事業者における施策

	施策分類	継続/新規	施策内容
排水抑制計画	(1) 生活排水処理施設の利用促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道および農業集落排水設備の整備済み区域においては、公共下水道および農業集落排水施設の利用を推進する。
	(2) 事業所における施策	継続	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等においては、家庭における対策と同様に、適正な処理を推進する。工場等においては、公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進する。

茨城町一般廃棄物処理基本計画
概要版

令和2年3月改訂

発行 茨城町

編集 茨城町 生活経済部 みどり環境課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080

TEL. 029-292-1111 (代)

FAX. 029-292-6748

URL. <http://www.town.ibaraki.lg.jp>